

請 願 書

令和元年9月24日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町2-19  
NPO法人ウィメンズスペースふくしま  
代表理事 後 藤 美津子

紹介議員 吉 田 公 男  
蛇 石 郁 子  
岡 田 哲 夫  
飯 塚 裕 一

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准の意見書提出を求める請  
願

〔請願趣旨〕

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」の実効性を高めるために、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されており、同条約を締結する189か国（2019年6月現在）の内、現在までに112か国が選択議定書を批准しています。また、OECDへ加盟する36か国では、30か国が批准しています。

政府が女性の活躍を推進している一方で、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2018」によると、日本は世界149か国のうち、110位といまだ低い状況です。昨年は、財務省高官によるセクハラ疑惑問題や、大学の医学部入試で女性受験者に不利な得点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。

こうした現状に即し、女性差別撤廃の取り組み強化を図るため、選択議定書の批准を求める声が全国各地で高まっており、国会においては参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されています。

個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書は、女性の人権保障の「国際基

準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、日本が選択議定書を批准し個人通報制度が導入されることで、ジェンダー不平等をなくするための効力が強まることが期待されます。

国連女性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、2003年、2009年、2016年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求めています。

また、第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と明記しています。日本が人権の先進国として国際社会で信頼されるため、採択20年目の節目である本年こそ、同条約の選択議定書を速やかに批准することが求められています。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国及び政府に対して、意見書を提出するようお願いいたします。

[請願事項]

女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。